

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを使うと

政治資金収支報告書・各種届出を

オンラインで
いつでも・簡単に提出できます。

自動計算機能・エラーチェック機能により
作業を短縮・ミスも防止！

オンライン提出のメリット



MERIT ① 事務の効率化

収支報告書等作成ソフトを使用することで、会計帳簿から収支報告書、寄附金(税額)控除のための書類等を自動作成できます。
また、自動計算機能・エラーチェック機能により作業を短縮・ミスも防止できます。



MERIT ②

いつでも提出可能

受付時間に合わせる必要がなく、
自分のタイミングで提出できます。

MERIT ③

経費削減・エコに貢献

窓口までの交通費や用紙代、印刷代
などの経費を削減できます。



オンライン提出の 3 STEP

STEP 1 オンラインシステムの利用申請

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するには、①マイナンバーカードによる電子申請、②申請書による紙申請のいずれかの方法で利用申請が必要です。

※利用申請の登録完了後、初回ログインに関する情報がメール及び郵送で届きますので、30日以内に初回ログインを行ってください。

※収支報告書の提出期限を踏まえ、時間的余裕をもって利用申請をお願いします。

STEP 2 「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」で作成

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」に日々の会計データを入力することで、会計帳簿を自動作成するとともに、それをもとに収支報告書や寄附金(税額)控除のための書類等も自動作成できます。

※ソフトの補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力も簡素化できます。

※総務省が提供するソフトには、収支報告書が直接作成できる「収支報告書作成ソフト(単独使用)」もあります。

※ソフトのダウンロードには利用申請は不要ですが、最新のバージョンをご利用ください。

STEP 3 オンラインシステムで収支報告書を提出

オンラインシステムにログインし、収支報告書を提出します。
また、領収書等の写しや寄附金(税額)控除のための書類も併せて提出できます。



利用方法は以下のURLの「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」よりご確認ください。



<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関するお問い合わせ先

政治資金ヘルプデスク TEL:03-5500-7022 [受付時間 平日 9:00~17:00]

※3月末日の5営業日前~3月末日、5月末日の5営業日前~5月末日に限り、9:00~20:00

政治資金収支報告書に関するお問い合わせ先

総務省

TEL:03-5253-5578

または

各都道府県選挙管理委員会

(電話番号は各都道府県庁ホームページでご確認ください)

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金収支報告書、各種届出をインターネット上でいつでも簡単に提出できます。

3つのメリット

- いつでも提出可能
- 収支報告書等有価ソフトにより事務の効率化
- 経費を削減しエコに貢献

国会議員関係政治団体の会計責任者の皆様へ

令和6年度の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体については、
令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から
オンラインによる提出が義務付けられます。(現在は努力義務)

	令和7年定期分 (令和7年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書
提出期限	令和8年6月1日	令和9年5月31日
オンライン提出	努力義務	義務

オンライン提出にはさまざまな準備が必要です。
義務化に円滑に対応頂くため、
義務付け前の令和7年分収支報告書から
オンライン提出をご検討ください。

利用申請が <u>まだ</u> の方 (⇒裏面STEP 1へ)	収支報告書の提出期限(令和8年6月1日)に向け、令和7年度中を目処に時間的余裕をもって利用申請をお願いします。
利用申請が <u>お済み</u> の方 (⇒裏面STEP 2以降へ)	総務省が提供するソフトにより、収支報告書を作成ください。

導入にあたり分からないことがあれば
担当課にお問い合わせください。

■収支報告書のオンライン提出に関すること

総務省選挙部政治資金課 TEL 03-5253-5578

徳島県選挙管理委員会 TEL 088-621-2082・3205

■オンラインシステムやエクセルソフトの操作方法に関すること

政治資金ヘルプデスク TEL 03-5500-7022



オンライン提出に向けた 5 STEP



STEP 1 システムの利用申請

オンライン提出には「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の利用申請があらかじめ必要であり、①マイナンバーカードによる電子申請、②申請書による紙申請のいずれかの方法があります。

※ 申請後、初回ログインに関する情報がメール及び郵送で届きますので、30日以内にログインを行ってください。



STEP 2 会計帳簿の作成

総務省が提供する「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力も簡素化できます。

※ 総務省が提供するソフトのダウンロードには利用申請は不要ですが、最新のバージョンをご利用ください。



STEP 3 収支報告書の作成

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」により会計帳簿を作成した場合は、入力内容から自動的に収支報告書が作成できます。「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」により会計帳簿を作成していない場合は、「収支報告書作成ソフト(単独使用)」により収支報告書を直接作成ください。

※ 総務省が提供するソフトでは、寄附金(税額)控除のための書類等が自動作成でき、自動計算機能・エラーチェック機能もあります。



STEP 4 併せて提出する書面の準備

政治資金監査報告書・確認書について、登録政治資金監査人・代表者から交付を受けます。

※ 登録政治資金監査人・代表者は、会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書・確認書を提出できるよう、できる限り電子署名を付与して交付することが望ましいです。

※ 確認書は、令和8年分収支報告書から添付することとなります（解散分の収支報告書には添付不要です）。



STEP 5 収支報告書等のオンライン提出

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」にログインし、総務省が提供するソフトにより作成した収支報告書データ等をオンライン提出します。

※ 提出にあたっては、ソフト内のメニューからXMLデータ作成を選択し、出力された収支報告書データ(XML形式)を提出してください。

※ 登録政治資金監査人・代表者から電子署名を付与した政治資金監査報告書・確認書が交付された場合には、収支報告書と併せてオンライン提出してください。

※ 領収書等の写しや寄附金(税額)控除のための書類も、収支報告書と併せてオンライン提出できます。

参考ページ

オンラインシステムホームページ

①システムの利用申請について（STEP 1）

https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1

②作成ソフトのダウンロードについて（STEP 2、3）

<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020211>

③電子署名について（STEP 4）

<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301>

総務省ホームページ

④「なるほど！政治資金」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo05.html

⑤国会議員関係政治団体の収支報告の手引き

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/tebiki.html

⑥改正政治資金規正法等の概要資料

https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf

